

○ハラスメント調整部会細則

(平成27年3月28日制定)

(目的)

第1条 本細則は、ハラスメント防止委員会規程第11条に基づいて、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が設置するハラスメント調整部会（以下「調整部会」という。）に関する必要事項を定める。

(設置)

第2条 ハラスメント被害を受けた旨を申し立てた者（以下「申立人」という。）が、教育研究環境等の整備を求めた場合及び相手方（以下「被申立人」という。）との間で調停を求めた場合、又は防止委員会が調整措置を取ることを決定した場合は、調整部会を設置する。

(構成)

第3条 調整部会は、防止委員会委員及び関係部署長により構成されるものとし、調整部員の選任は、当該申し立て内容に即して、防止委員長がその都度行う。

2 前項の定めにかかわらず、防止委員会委員長は、必要があると認めた場合は、外部の有識者を調整部員に任命することができる。

3 調整部会の部会長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会委員長が任命する。

(役割)

第4条 調整部会の役割は、教育研究環境等の整備、調停その他とする。

2 調整部会は、教育研究環境等の整備が必要なときは、関係部署と協議し、次の各号の措置を行い迅速に問題解決を図る。

- (1) 指導教員や担任の変更
- (2) 研究室の移動
- (3) 就業部署の変更
- (4) 就業場所の変更
- (5) その他の必要な措置

3 調整部会は、申立人と被申立人との調停が必要なときは、次の各号の措置を行い、調停を図る。

- (1) 調停に向けての申立人と被申立人からの聞き取り
 - (2) 調停案の作成と申立人及び被申立人への提示
 - (3) 調停案に基づく当事者間の合意文書の作成と申立人及び被申立人への提示
- (調整不能)

第5条 調整部会は、調整による解決が困難であると判断したときは、防止委員会委員長にその旨を報告する。その場合には、防止委員会は他の措置をとることができる。ただし、原則として申立人の意思を尊重するものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、ハラスメント防止委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。